

平成 26 年定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

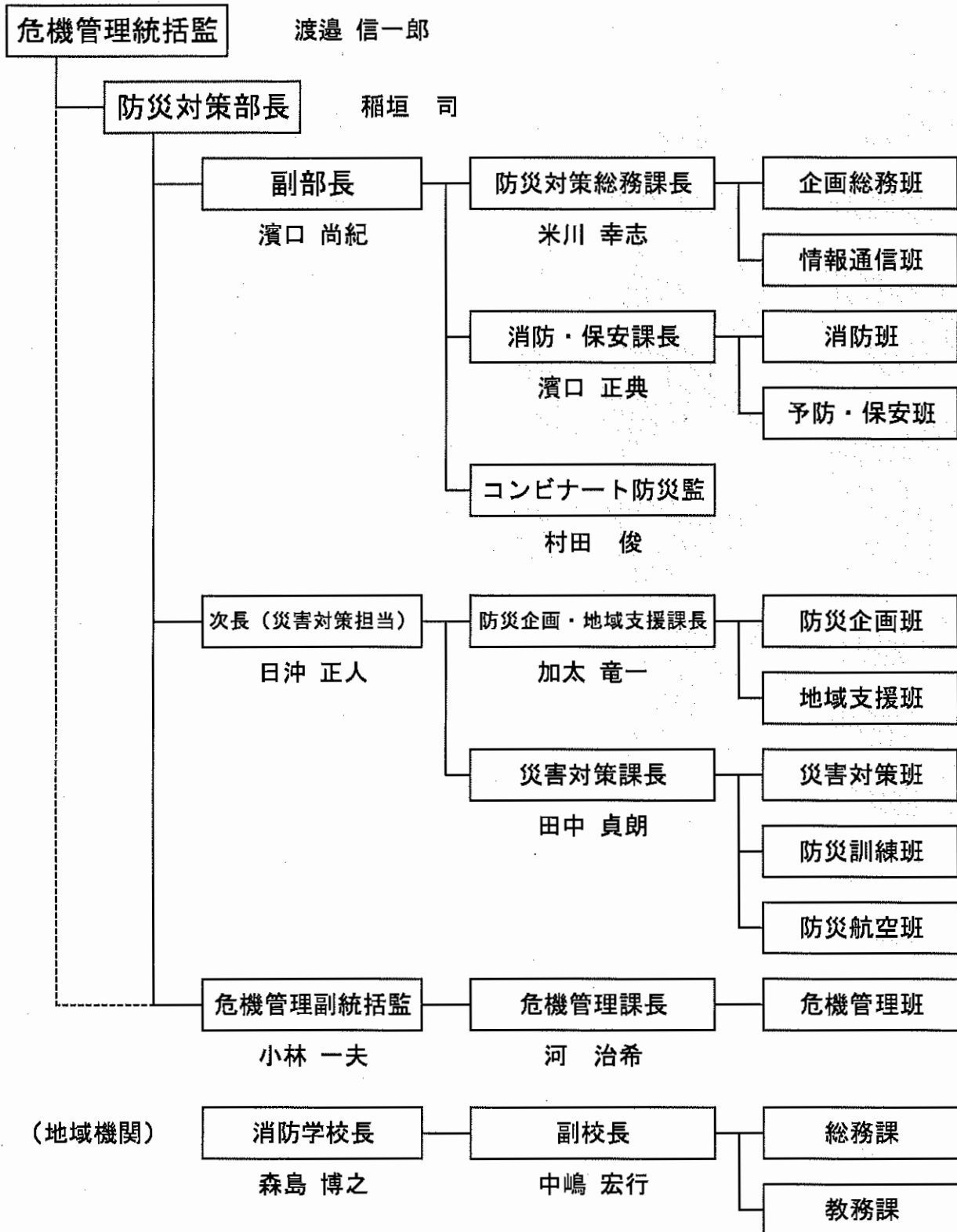
1	防災対策部の組織機構について	1
2	平成 26 年度防災対策部予算について	2
3	三重県の地震・津波対策及び風水害等対策について	3
4	「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」について	5
5	防災情報の提供と防災通信ネットワークについて	9
6	消防・保安行政の推進について	13
7	石油コンビナート防災対策について	21
8	東日本大震災支援本部員会議について	25
9	災害対応力の充実・強化について	29
10	危機管理の推進について	39
11	国民保護の推進について	41

【別冊】

- 別冊 1 事務事業概要
- 別冊 2 平成 26 年度防災対策部主要事業

平成 26 年 5 月 26 日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	72 (17)
地域機関	14 (7)
合計	86 (24)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成26年度防災対策部予算について

平成26年度の防災対策部予算総額は33億3,663万9千円で、平成25年度当初予算額と比較し、3万1千円の減となっています。

増減の主なものは、防災ヘリコプター「みえ」の定期点検【防災ヘリコプター運航管理費】や、消防救急デジタル無線整備工事【消防費】の年度割による増、防災行政無線更新工事【防災行政無線整備事業費】の終了による減などです。

単位：千円

項目	事業名	H25		H26		差引 B-A	前年度比 B/A
		予算額 A	予算額 B	左の財源			
				県費	その他		
	【危機管理推進事業費】	3,005	2,004	2,004	0	△ 1,001	66.7%
	危機管理費計	3,005	2,004	2,004	0	△ 1,001	66.7%
企画費		3,005	2,004	2,004	0	△ 1,001	66.7%
	【給与費】	546,593	544,070	534,203	9,867	△ 2,523	99.5%
	【防災総務費】	17,326	14,904	14,865	39	△ 2,422	86.0%
	【防災対策費】	107,498	93,494	91,858	1,636	△ 14,004	87.0%
	【地震対策費】	422,723	383,695	365,265	18,430	△ 39,028	90.8%
	【防災拠点施設整備事業費】	7,952	38,578	8,777	29,801	30,626	485.1%
	【防災行政無線管理費】	244,334	226,600	177,870	48,730	△ 17,734	92.7%
	【防災行政無線整備事業費】	280,054	15,093	93	15,000	△ 264,961	5.4%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	203,183	409,880	217,880	192,000	206,697	201.7%
	【国民保護費】	879	743	743	0	△ 136	84.5%
	防災総務費計	1,830,542	1,727,057	1,411,554	315,503	△ 103,485	94.3%
	【消防費】	1,293,845	1,405,101	57,401	1,347,700	111,256	108.6%
	【予防費】	37,608	38,544	△ 8,244	46,788	936	102.5%
	【消防学校費】	129,988	136,929	136,771	158	6,941	105.3%
	消防指導費計	1,461,441	1,580,574	185,928	1,394,646	119,133	108.2%
	【高圧ガス費】	39,588	24,837	△ 10,167	35,004	△ 14,751	62.7%
	【銃砲火薬類取締費】	967	991	△ 2,295	3,286	24	102.5%
	【電気関係取締費】	1,127	1,176	△ 7,351	8,527	49	104.3%
	銃砲火薬ガス等取締費計	41,682	27,004	△ 19,813	46,817	△ 14,678	64.8%
防災費計		3,333,665	3,334,635	1,577,669	1,756,966	970	100.0%
合計		3,336,670	3,336,639	1,579,673	1,756,966	△ 31	100.0%

3 三重県の地震・津波対策及び風水害等対策について

1 三重県新地震・津波対策行動計画の実践について

平成 26 年 3 月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」については、ホームページで公開するとともに、関係機関・団体等への冊子の配布を行いました。引き続き関係機関等の協力を得ながら計画の広報に努め、必要に応じて冊子を増刷するなどして、さらなる周知を図ることとしています。

本計画の計画期間は、計画策定期間を含めた平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 カ年で、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け、進捗管理を行うこととしており、現在、平成 25 年度の実績の把握と検証を進めているところです。防災・減災対策を着実に推進し、本計画がめざす、「防災の日常化」の定着を図っていきます。

なお、本計画において新たに問題提起した取組の一つに「県北部の海拔ゼロメートル地帯の防災・減災対策」がありますが、対象地域となる桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法における津波避難対策特別強化地域の指定から外れる事態となり、県として、これら市町の避難対策を支援する必要性が高まりました。

このため、4 月 30 日に、両市町と防災対策部、農林水産部、県土整備部、桑名地域防災総合事務所からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、地震・津波のみならず、高潮などの風水害も含めた対策等の検討を始めたところです。

このほか、『みえ防災・減災センター』による防災人材等リソースの活用、「三重県復興指針（仮称）の策定」など、本計画で新たに掲げた対策についても、取り組んでいきます。

2 津波避難に関する三重県モデル及び避難所運営マニュアル策定指針の水平展開について

平成 24 年度に実施した、住民一人ひとりの津波避難計画である「My まっぷラン」を中核とした「津波避難に関する三重県モデル事業」及び、東日本大震災における教訓を受け、避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れるなどの改定を行った「三重県避難所運営マニュアル作成指針」について、これらを活用した津波避難計画や避難所単位の運営マニュアルの作成を推進するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して地域における実践的なワークショップなどへの実地支援や市町への財政支援を行っているところです。

この結果、「津波避難に関する三重県モデル」について、熊野市有馬町の 3 地区のほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも「My まっぷラン」を活用した取組が始まるなど、合わせて 6 市町 17 地区で取組が進められました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4 市町 27

地区で行われました。

避難所単位の運営マニュアル作成の取組についても、津市内の2地区や志摩市、伊賀市など、合わせて7市町15地区で取組が行われました。

平成26年度においても、これら取組が市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取組を進めるとともに、みえ防災コーディネーター等の防災人材を積極的に活用しながら、県内地域への水平展開を図ります。

3 三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

平成26年3月に見直しを終えた三重県地域防災計画の地震・津波対策編に続き、平成26年度は、風水害等対策編を見直すこととしています。

今回の見直しでは、地震・津波対策編で新たに取り入れた、自助・共助の取組を重視することや、部隊活動を中心とした災害対策活動を前提とすることなどの方針を踏襲するとともに、平成25年度に実施した「風水害対策基礎調査」の結果等を踏まえ、近年、国内に甚大な被害をもたらしている、台風、集中豪雨、竜巻、豪雪等にかかる災害対策を新たな観点から記載する方針です。例えば、タイムラインの考え方を取り入れ、台風等の風水害にかかる事前防災対策などについて記載することなどを検討したいと考えています。

また、原子力災害対策についても、新たな項を設けて記載する方針です。

4 三重県新風水害対策行動計画(仮称)の策定について

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しに合わせ、「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」を策定します。

計画策定にあたっては、現行の「三重県風水害等対策アクションプラン」から引き継ぐべき課題を整理するとともに、平成25年度に実施した「風水害対策基礎調査」の結果等を踏まえ、近年、わが国に大きな被害をもたらした風水害における災害対策上の課題に着目して行動項目を設定することとしています。

なお、本計画は、「三重県新地震・津波対策行動」の計画期間との整合を図るため、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画とする予定です。

4 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」について

1 設立目的

三重県と国立大学法人三重大学は、平成26年4月1日に、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、県と三重大学が相互に連携・協力し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下「センター」）を設置しました。

センターが目指すものは、次の通りです。

- (1) センターへの市町や企業、県内他大学の参画を進め、県内外の研究機関等と連携することで、シンクタンク機能を持ちながら地域の防災・減災対策を実践できるセンターをめざします。(図1)
- (2) 実践的なカリキュラムの構築、大学教員等によるOJT、育成者のネットワーク強化などに取り組み、「地域に信頼される防災人材」を育成することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進します。
- (3) 防災対策・防災学習・防災研究に役立てるため、県内における防災・減災に関する様々な情報を収集することで、防災・減災アーカイブを構築し、県における防災の知の拠点をめざします。
- (4) センターが、三重県と三重大学の持つ強みを活かし、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」としての機能を持ちながら、各々の機関の連携を促進します。(図2)



図1 連携・参画イメージ

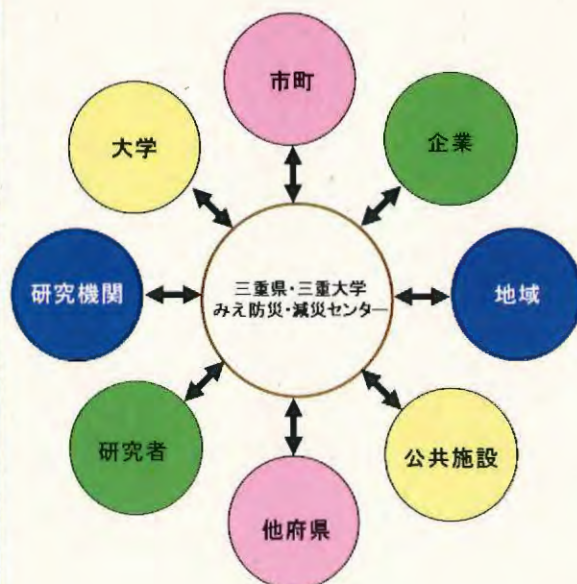


図2 防災ハブ機能イメージ

2 センターの組織と運営体制

センターには、センター長1名（三重大学の研究を担当する理事）と副センター長2名（県防災対策部長、三重大学地域圏防災・減災研究センター長）を置きます。

また、センターの最高意思決定機関である運営委員会は、県防災対策部長を委員長とし、計6名の委員で構成しています。

センター事務局は、事務局長1名、災害対策コーディネーター2名、専任教員2名、事務補佐員5名の10名に、三重県職員2名の駐在を加えた計12名体制で事業を推進します。

上記以外にも、数名の三重大学教員が併任としてセンター事業に参画しています。



図3 センター運営体制

3 事業計画

(1) 人材育成・活用事業

ア みえ防災さきもりコース、みえ防災コーディネーターコース、みえ防災聴講コースの開催（平成26年4月19日開講）

(ア) みえ防災さきもりコース（受講者数：17名）

防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材を養成します。

(イ) みえ防災コーディネーターコース（受講者数：15名）

平常時は地域や企業等で自主的に防災啓発活動などを行うとともに、県や市町の防災・減災活動を支援し、災害時は公的な組織と協働して、復旧・復興活動への支援を担う、意識・知識・技能を有する人材を育成することを目的として、すでにみえ防災コーディネーター資格を持つ者から、県または市町の推薦を受けた者を対象としています。

(ウ) みえ防災聴講コース (受講者数: 17名)

みえ防災さきもりコースを受講するきっかけづくりと、防災・減災に関する基礎的な学習を行うことを目的とします。

イ 専門講座等の開催

(ア) 市町職員向け研修

市町職員を対象として、実際の業務に活用することができる知識・技能の習得を目的とします。

(イ) 自主防リーダー研修

地域の防災リーダーである自主防災組織のリーダーを対象として、地域での取組に結び付けることを目的とします。

(ウ) 専門職防災講座

「医療・看護」、「保健・福祉・介護」、「教育・保育」のそれぞれの分野で活躍する専門性を持った人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうことを目的とします。

(エ) みえ防災コーディネーター (女性) の新規育成

防災分野に女性の視点を取り入れることと、県内の防災人材の女性比率を向上させることを目的とします。

(オ) 「学校防災リーダー養成講座」

教職員向け研修等を開催し、学校教育の現場に防災人材を輩出することを目的とします。

ウ 防災人材の活動支援

(ア) 大学教員や県の防災技術専門員、指導員等の地域での活動をサポートし、実際の現場で学ぶことにより、実践力を養います。

(イ) 地域活動等への支援を円滑に進めるため、みえ防災コーディネーター活動者の名簿を整備し、市町等の防災活動の支援に活用します。

(ウ) みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等、これまで育成してきた人材が、地域等で、より一層活躍することができるよう、育成した人材のネットワークである、みえ防災コーディネーター連絡会、さきもり倶楽部の運営支援を行います。

(エ) 専門講座において、異なる分野の受講者等によるディスカッションを行うなど、防災人材の交流の場を設けるとともに、講座終了後も連携が図られるよう、分野を超えたネットワーク化を目指します。

(オ) 専門講座において、東日本大震災を経験した方々や、その後の復旧・復興に取り組んだ方々の、生の声を聞く場を設けることにより、今後の相互支援につなげていきます。

(2) 地域・企業支援事業

ア 相談窓口の設置 (平成 26 年 4 月 18 日運用開始)

地域や企業の防災関係の取組支援を行うため、相談窓口を設置し、電話や直接の来訪等への対応を行います。

イ みえ企業等防災ネットワークの運営

みえ企業等防災ネットワークの会員が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう事務局としてネットワークの運営を支援します。

ウ D O N E T 研究会の設置・運営

独立行政法人海洋研究開発機構が熊野灘沖に設置している地震・津波観測監視システム（D O N E T）から得られる情報の利活用に関する検討を行います。

(3) 情報収集・啓発事業

ア 防災・減災アーカイブ構築

三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究を目的として収集し、広く一般に公開します。

平成26年度は、昭和東南海地震に関する情報を収集し、アーカイブ化を進めます。

イ 昭和東南海地震70年シンポジウムの開催（平成26年12月6日開催予定）

今年は昭和東南海地震の発生から70年の節目の年であることから、「過去の災害から得た知見を未来に生かす」をテーマに、シンポジウムを開催します。

シンポジウムに合わせ、防災啓発のパネル展示、防災用具・避難支援用具の展示、東日本大震災被災地との交流コーナーの設置などを行います。

(4) 調査・研究事業

ア 大テーマ

みえ防災・減災センターで取り組む中心的なテーマ（例：昭和東南海地震に関係する研究、県内全体の減災効果が見込める研究等）を1テーマ選定し、大学教員が中心となり研究を実施します。

イ 小テーマ

みえ防災・減災センターで取り組む個別的なテーマ（例：防災学習に活用できるコンテンツの作成、災害時要援護者用の器具等の開発等）を2テーマ程度選定し、大学教員が中心となり研究を実施します。

4 今後の方針

- (1) 市町や企業、県内他大学の参画、県内外の研究機関等との連携を進め、リソースの集結とその有効活用に努めます。
- (2) あらゆる機会を通じて、センターを積極的にアピールするとともに、センター事業を着実に実施し、成果を上げることにより、センターの認知度向上を図っていきます。

5 防災情報の提供と防災通信ネットワークについて

1 防災情報の提供

(1) 概要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成 15 年度から運用しています。

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス ③市町等から被害情報等を収集する防災情報システム で構成しています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報や災害情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報をリアルタイムで県民等に提供するシステムです。

また、防災に関する各種資料等も提供しています。

なお、これらの情報は携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の情報提供を行うシステムです。

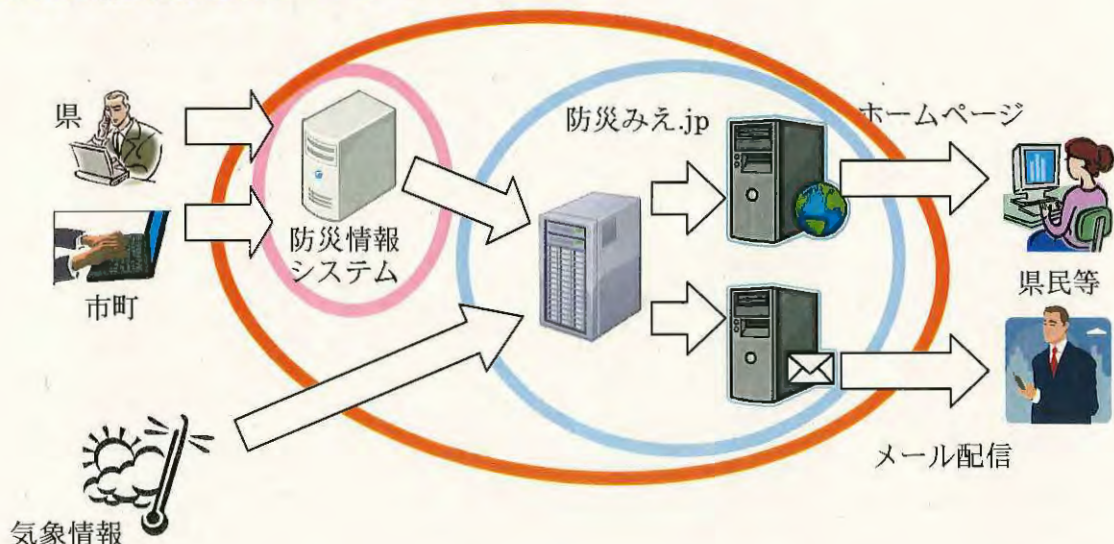
平成 25 年度には環境生活部大気・水環境課と協力して「PM2.5 注意喚起情報」の配信を開始しました。

登録者数は平成 26 年 3 月末現在で、約 4 万 2 百人です。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、関係市町等から被害情報や避難情報を収集し、共有するシステムです。

「防災情報提供プラットフォーム」



(2) 今後の取組

県民の皆様が身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるように、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

メール配信サービスについては、配信内容や利用方法等について時期をとらえた周知・啓発を行うことにより登録を促進し、県民の迅速な防災対応に繋げていきます。

また、現在のシステムは保守対応が可能な期限が迫っていることから、GISを活用した新しい防災情報プラットフォームの構築に向け基本計画を策定します。

2 防災通信ネットワーク

(1) 概要

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、①地上系防災行政無線 ②衛星系防災行政無線 ③有線系通信 で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
中継所	—	24	—	—	
県庁舎等	13	13	10	13	
端末局	107	126	52	78	
(内 訳)	市 町	29	49※	29	49
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	15	15	4	0
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	13	13	0	12
	国関係	8	7	3	2
	ライフライン	5	5	0	0
合計	120	163	62	91	

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

① 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局及び車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

② 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。

平成22年度から平成25年度にかけて高機能の次世代型設備への更新を行い、現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できるようになりました。

③ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 今後の取組

新たに災害拠点病院に指定された松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院及び名張市立病院に地上系防災行政無線を順次整備していきます。

なお、今年度は松阪中央総合病院に地上系防災行政無線設備を設置します。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

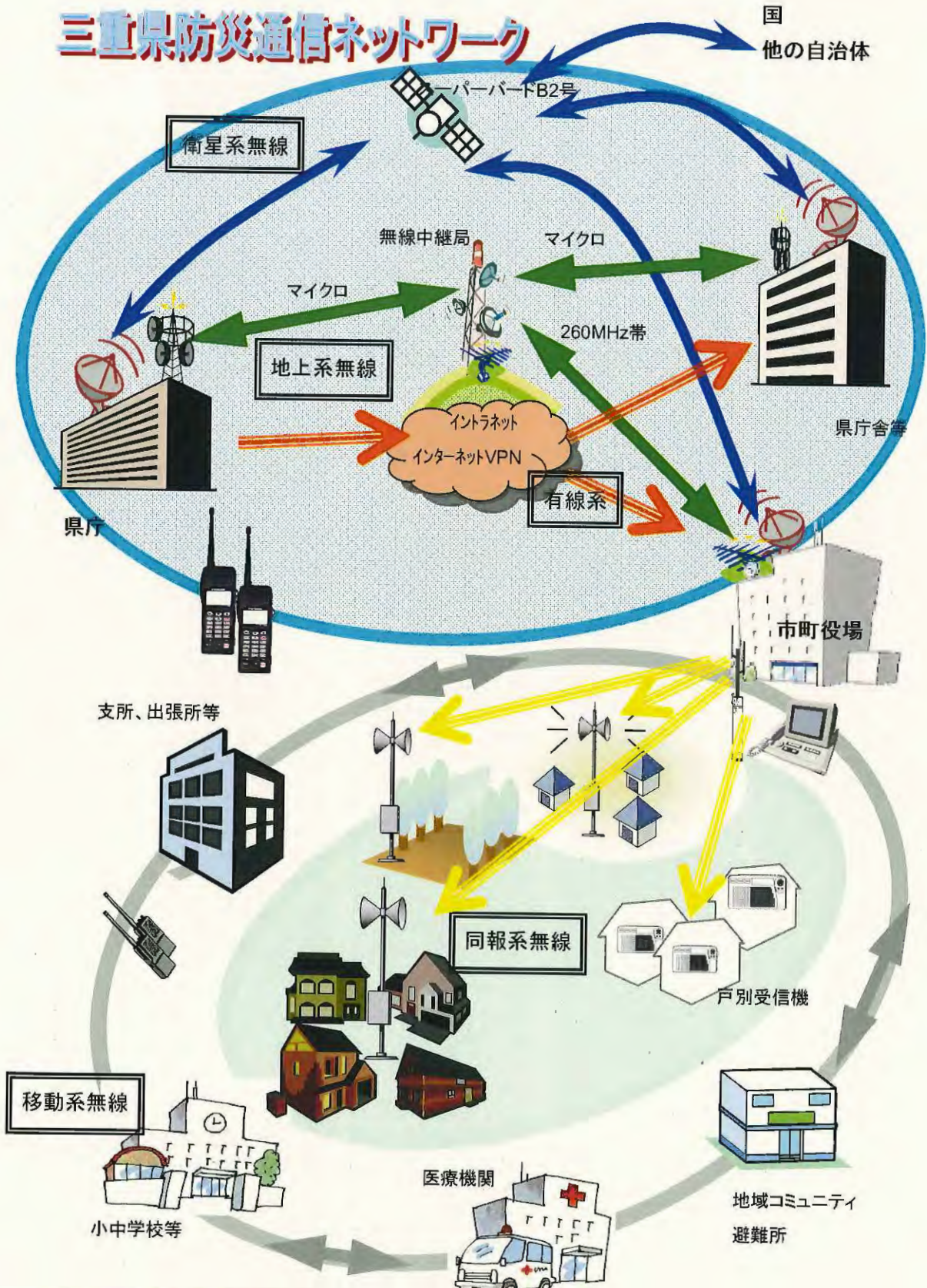
一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

29市町単位のうち、28市町が同報系無線*を、29市町が移動系無線を整備しています。 ※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

三重県防災通信ネットワーク



市町防災行政無線

6 消防・保安行政の推進について

1 消防救急無線のデジタル化について

(1) 概要

①消防救急無線のデジタル化への取組

現在、運用されている消防救急無線は、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成 28 年 5 月 31 日までにアナログ方式からデジタル方式へ移行（以下「デジタル化」）しなければなりません。

これを受け、県は、消防本部とともに、平成 18 年度に県域を一つのブロックとして消防救急無線の広域化・共同化をめざす「デジタル広域化整備計画」（以下「整備計画」）を策定し、消防救急無線のデジタル化に取り組むこととしました。

※消防救急無線の広域化・共同化とは

- ・無線の広域化…消防本部相互及び県庁（調整本部）間のネットワークを構築すること
- ・無線の共同化…無線基地局等を共同整備・共同利用し、費用の低廉化を図ること

②これまでの県の取組

県は消防本部とともに、整備計画に基づき、県域 1 ブロックでの共同整備の検討を行い、その結果、消防本部相互の応援活動に使用する消防救急無線（共通波）のデジタル化については、県防災行政無線施設（無線回線、鉄塔、電源設備等）を活用し、県域で整備を行うこととなりました。

また、消火・救急業務に使用する消防救急無線（活動波）のデジタル化については、119 番の受付処理などを行う消防指令台との一体整備の必要性等の理由から、消防長会として、共同整備ではなく各消防本部単位でデジタル化を進めることとなりました。

このことを受け、県は三重県市町総合事務組合からの受託業務として、消防救急無線（共通波）のデジタル化に向けた共同整備（平成 24 年度～平成 26 年度）を進めています。

※ 消防救急無線デジタル化の事業及び今後の維持管理を行うため、三重県自治会館組合と三重県市町職員退職手当組合とが統合され、平成 24 年 5 月 1 日に三重県市町総合事務組合が設立されました。

※ 消防救急無線の種類について

名称		説明
共通波	統制波	異なる都道府県に属する消防機関（緊急消防援助隊）相互の応援活動に使用される全国共通の周波数
	主運用波	県内の消防本部相互の応援活動を行う場合に使用される県内共通の周波数、防災ヘリコプター搭載
活動波		消防本部等がそれぞれの消防・救急業務の管轄区域において、活動を行うために使用する周波数

(2) 今後の取組

県は、消防救急無線（共通波）のデジタル化について、平成 26 年度末の完成に向けて整備を進めていきます。

また、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）についても、平成 28 年 5 月の期限内にデジタル化が完了するよう、技術的なサポート等を含め、引き続き消防本部への支援や調整を図っていきます。

2 消防の広域化について

(1) 経緯

消防庁は、消防が持つ様々な課題に対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成 18 年に消防組織法の一部改正を行うとともに、基本指針を示しました。

これを受け、県は、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、県域 1 ブロックを最終目標としながら、第一段階として、8 ブロックを平成 24 年度までの当面の目標とし、第二段階を 4 ブロックとする段階的な広域化を進めることとしました。

全国的に広域化が進展しない中、平成 25 年 4 月に、地域の実情を考慮することや、先行・重点化して取り組む地域を県が指定することなどを内容とした、消防庁の基本指針の改正が行われ、広域化の期限が平成 30 年 4 月 1 日まで延長されました。

この基本指針の改正を受け、県は、平成 25 年度に「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行い、平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（以下「推進計画（改訂版）」）を策定、公表しました。

(2) 三重県消防広域化推進計画（改訂版）の概要

推進計画（改訂版）では、地域の実情を踏まえて、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、消防事務の全部を統合する前段階としての、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進することとしています。

消防の広域化の進め方

- ・ 県内一律ではなく、地域の実情を踏まえて広域化を推進する
 - ・ 優先度が高い地域の広域化を推進するために、県は重点地域の指定を行う
- 1 優先的に広域化に取り組む地域の重点化（重点地域の指定）
 - ・ 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域
⇒ ①伊賀市・名張市地域、②四日市市・菟野町地域
 - ・ 急ぎ消防体制の強化が必要な地域
⇒ 鳥羽市
 - 2 「機能別広域化」の推進
 - ・ 消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進
 - * 機能別広域化・通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理
 - 3 広域化の気運の醸成
 - ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進
 - ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応（相互応援等）の強化

(3) 今後の取組について

- ・ 推進計画（改訂版）に従い、優先的に取り組む必要があるとした地域については、あらかじめ関係市町の意向を踏まえたうえで、国・県の支援を集中的に実施する重点地域の指定を行っていくこととします。
- ・ 市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整や先進事例等のきめ細かな情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた弾力的な財政支援措置を国に働きかけるなどに取り組んでいきます。
- ・ 県民の広域化に対する理解を深めるために、県広報の活用等により情報提供や啓発活動を行っていきます。

3 救急救命活動について

(1) 救急搬送の現状

平成 25 年中の県内における三重県内の救急出動件数は 90,560 件、搬送人員は 85,060 人で、前年に比べ出動件数は 3,484 件の増加（前年比 4.0%増）、搬送人員は 3,087 人の増加（前年比 3.9%増）となっており、増加率はいずれも全国最高となっています（全国は救急出動件数 2.0%増、搬送人員 1.8%増）。

中でも、急病者の搬送件数が増加しています（図①）。

また、平成 24 年中の現場到着時間の平均は 8.4 分（前年 8.3 分）、病院収容時間の平均は 38.0 分（前年 38.0 分）となっており、年々延長の傾向にあります（図②）。

(2) 現状をふまえた今後の取組

①救急車の適正利用にかかる周知・啓発

救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症者であることや、救急隊が出動したものの、救急搬送に至らない不搬送事案が増えていることに加え、救急出動件数の増加により、救急現場の直近の消防署所からの出動ができない事案が増えることが、現場到着時間の延長に結びついていると考えられることから、各市町（消防本部）や健康福祉部と連携し、救急車の適正利用の周知啓発を図っていきます。

②救急救命活動の向上に向けた取組

病院収容までに要する時間の延長に対応していくためには、病院前救護体制の充実・強化が重要であり、その際に救急救命士の果たす役割が大きくなっています。

また、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までを円滑に実施することの重要性が増しています。

これらのことをふまえ、次のとおり取組を進めていきます。

ア 救急救命士の養成

県内消防本部から派遣された消防職員が、高度の救急活動ができる救急救命士として養成されるよう、財団法人救急振興財団及び名古屋市救急救命研修所における受講生の受入れ（年間 30 名前後）について調整や支援を行っていきます。

イ 救急救命士の資質の向上

現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上や処置拡大に対応するため以下のとおり取組を進めます。

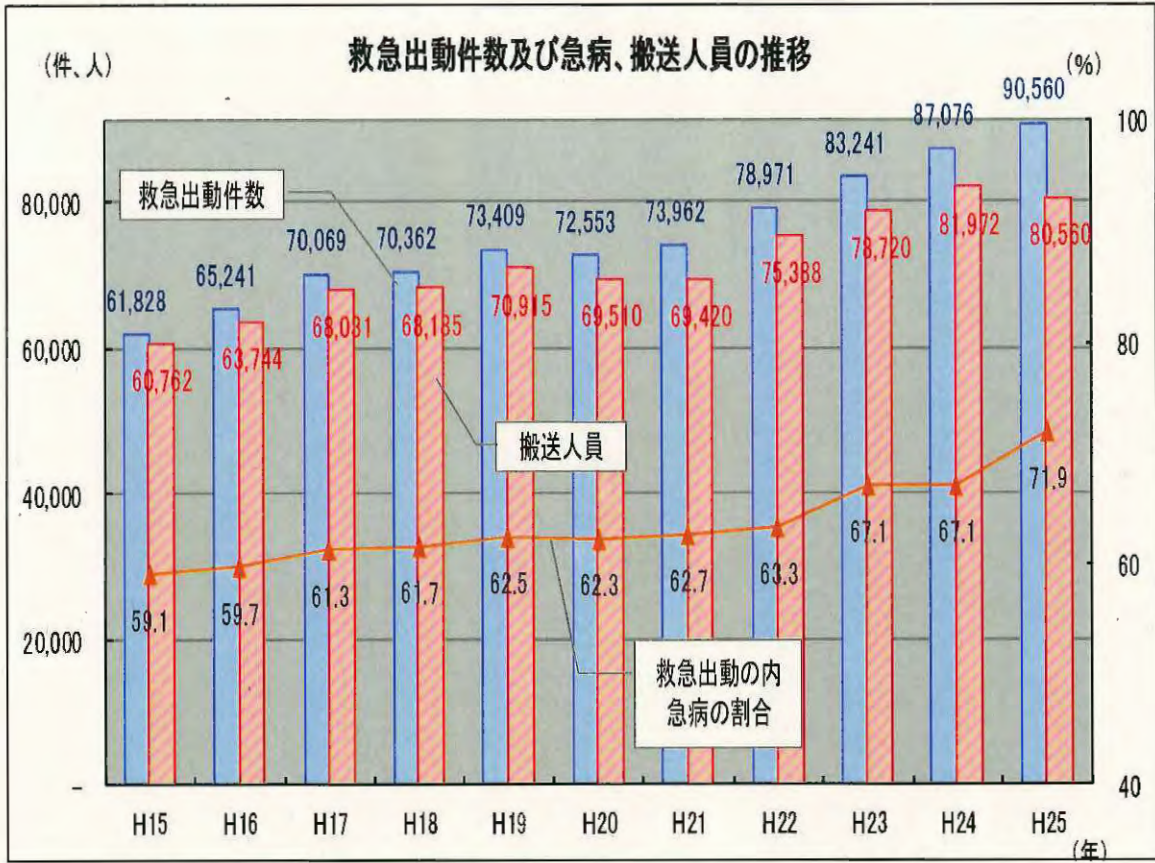
- ・ 消防学校と連携して、救急救命士の手技等の維持・向上のための講習を実施します。
- ・ 処置拡大に対応するため、救急救命士が資格を取得するための講習を実施します。
- ・ 脳卒中や心筋梗塞等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

ウ 傷病者の搬送及び受入れの円滑化

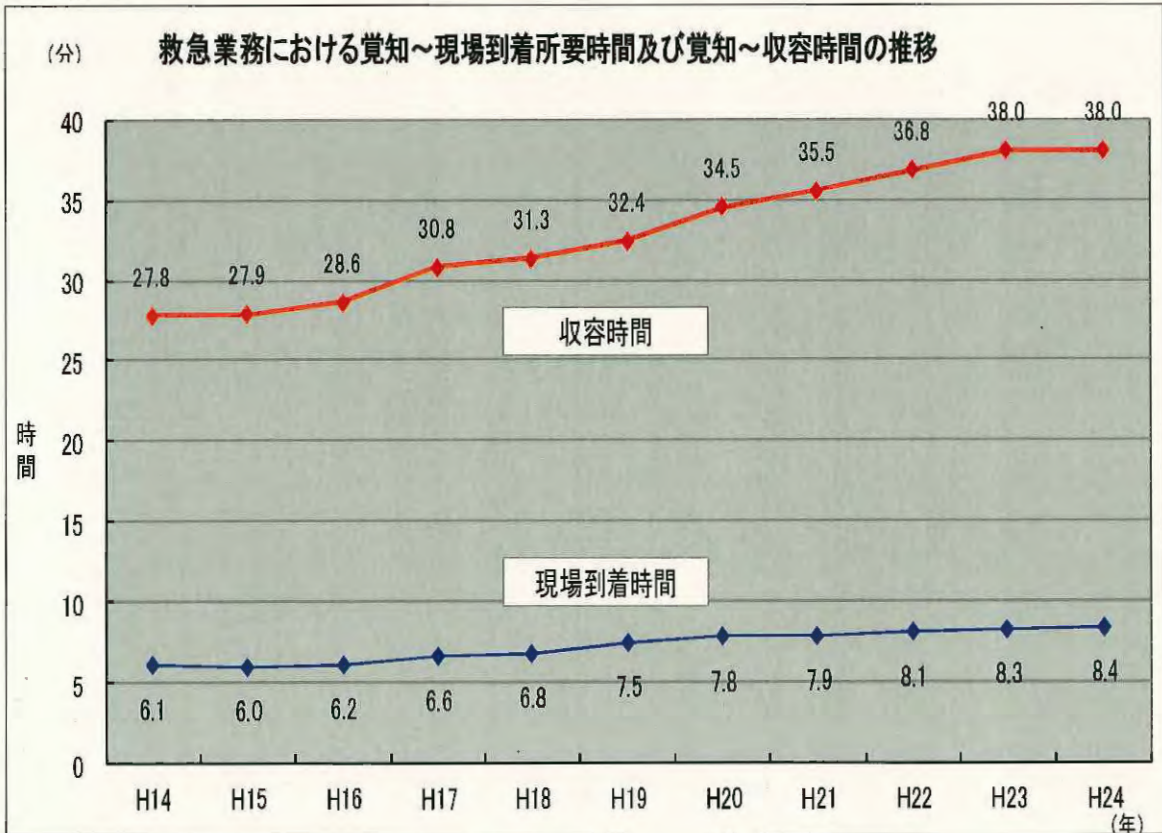
傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び受入れの円滑化を図るため、三重県救急搬送・医療連携協議会のもとで、消防機関と医療機関が連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用が図られるよう努めていきます。

※病院前救護とは、傷病者が医療提供機関に搬入されるまでに、救急救命士等により行われる救急救命処置のことを言います。

【 図① 】



【 図② 】



4 消防団の充実・強化について

(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域の防災力確保のために大きな役割を果たしていますが、全国で団員数の減少、団員に占める被雇用者の増加、平均年齢の上昇が進む中、県内の消防団の現状は以下のとおりとなっています。

①三重県内の消防団員数の推移（図③）

団員数は、全国で年々減少が続いている中、県では平成21年を減少傾向のピークとして、平成22年以降は増加の傾向にあり、平成26年4月1日現在の団員数は13,900人となっていますが、平成11年(14,346人)に比べ、446人の減少となっています。

※ 全国の消防団員数 平成25年4月1日現在 868,872人(平成11年比 90.8%)

②消防団員の被雇用者化（図④）

消防団員に占める被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっています。

※ 三重県内の団員における被雇用者の割合(平成25年4月1日現在) 72.2%

③消防団員の高齢化（図⑤）

県内の消防団員の平均年齢は平成25年4月1日現在40.1歳であり、平成13年4月1日現在の平均年齢が36.0歳であったので、12年間で4.1歳高年齢化しています。

※ 全国平均年齢(平成25年4月1日現在) 39.7歳

④女性消防団員の増加（図⑥）

全国的に、女性消防団員は毎年増加を続けており、県内においても平成26年4月1日現在、女性消防団員数は441人(速報値)と、平成11年(224人)に比べ、約2倍の増加となっています。なお、全消防団員に対する割合は3.2%となっています。

※ 全国の女性消防団員の割合(平成25年4月1日現在) 2.4%

(2) 今後の対応

消防団員の確保や消防団の活性化に、引き続き取り組むとともに、消防団の装備や団員の教育訓練等の充実・強化を図っていきます。

①消防団員の入団促進、消防団活性化の取組

三重県消防協会と連携し、次の取組を進めていきます。

ア 消防団入団促進キャンペーンの実施

消防団員の入団促進や消防団の活性化につながるよう、2月に入団促進キャンペーンを実施します。

イ 機能別消防団の推進

被雇用者・女性等がより参加しやすくなるよう、特定の活動のみに参加する「機能別団員」や、特定の活動・役割のみを実施する「機能別分団」の活用を推進していきます。

ウ 消防団協力事業所に係る取組

被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備を進めるため、消防団協力事業所制度の活用を推進していきます。

※ 平成26年4月1日現在の登録事業所数 181事業所

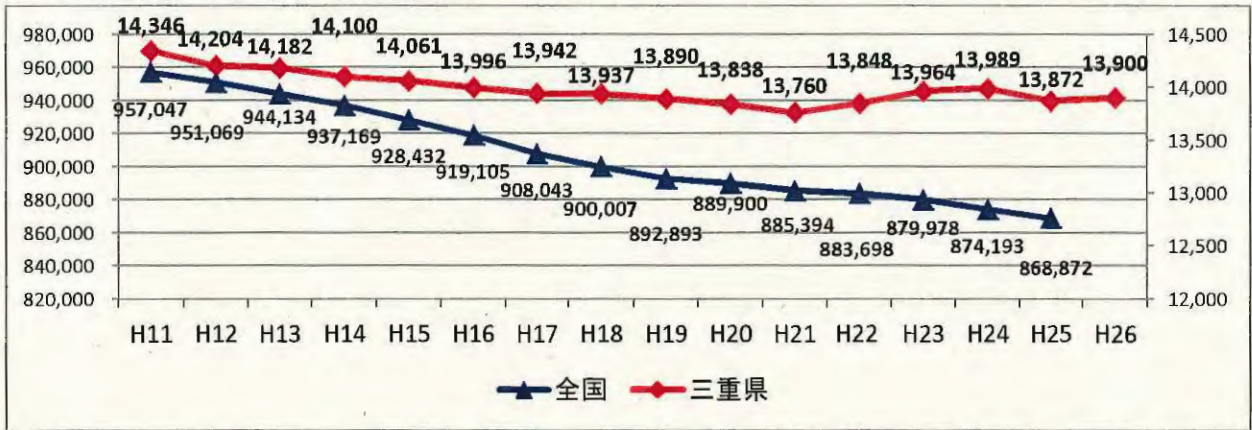
エ 若年層への啓発活動

団員の高齢化に対応するため、県内の大学等へのポスター貼付等により、若年層を対象とした啓発活動を推進します。

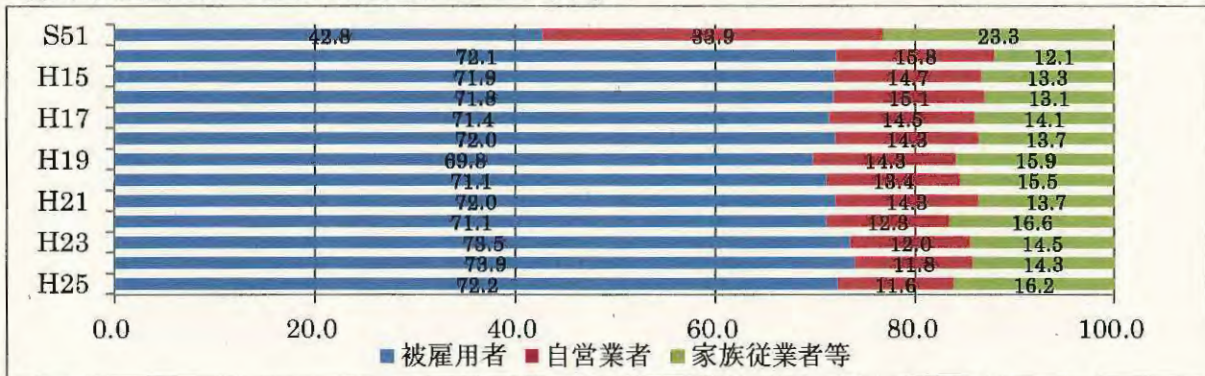
②消防団の充実強化

消防団の装備の充実とともに、消防学校と連携した消防団員の教育訓練等の充実強化を図っていきます。

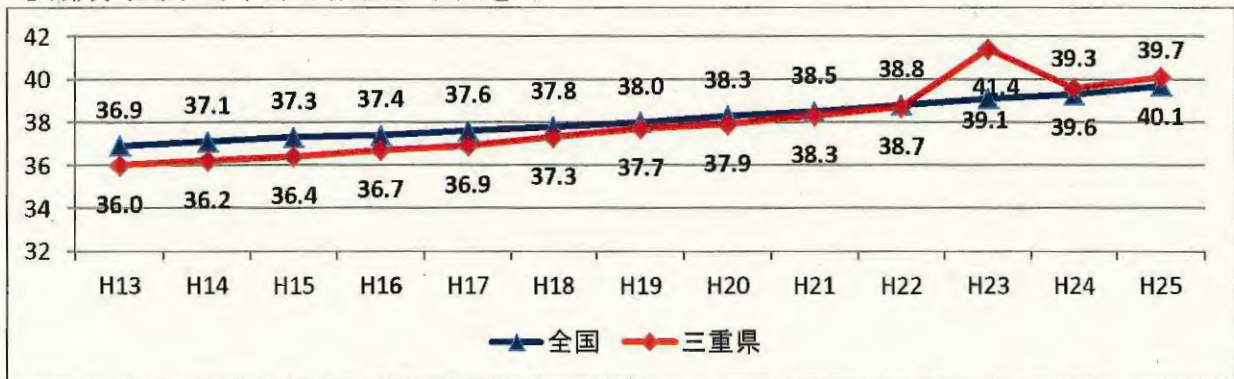
【消防団員数の推移】（図③）



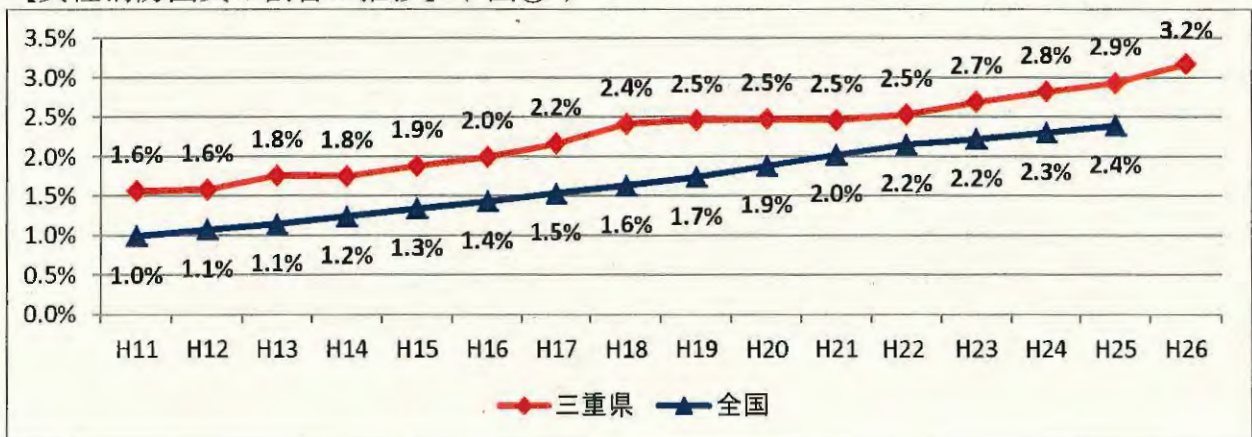
【県内消防団員の就労構造の変化】（図④）



【消防団員平均年齢の推移】（図⑤）



【女性消防団員の割合の推移】（図⑥）



5 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概要

高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

ア 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対するLPガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	826
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	454
●LPガス販売所数	488
当該販売所に対する立入検査件数	486

イ 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	116
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	103

ウ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

●電気工事業関係事業所数	1,750
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	167

エ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

●危険物取扱者保安講習	20回実施	4,032名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9回実施	913名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成 20 年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成 21 年度よりコンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会、保安対策講演会等を実施しコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成 26 年 3 月 18 日、20 日 (四日市市、津市)
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施
- 保安対策セミナー 平成 25 年 12 月 13 日 (四日市市)
「事業所における地震・津波対策」について講演会を実施
- 保安対策講演会 平成 25 年 11 月 12 日 (津市)
「地震・津波に備える 消防・防災計画 事業継続計画を活きたものにするためについて」講演会を実施
- ハザード低減体験研修 平成 25 年 11 月 25 日、26 日、28 日 (四日市市)
高圧ガスや可燃物の危険性の理解のため、火災・爆発等の模擬実験体験研修を実施

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修や保安対策講習等を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

これら研修において、三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発事故を踏まえ、非定常作業時の安全確保に資する内容も取り上げ、事故の未然防止に努めます。

7 石油コンビナートの防災対策について

1 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、33道府県に85地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は708となっています。

三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2区域が指定され、規制を受ける事業所は、36（四日市35、尾鷲1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高圧ガス施設に対する高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市及びその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行うこととなっています。

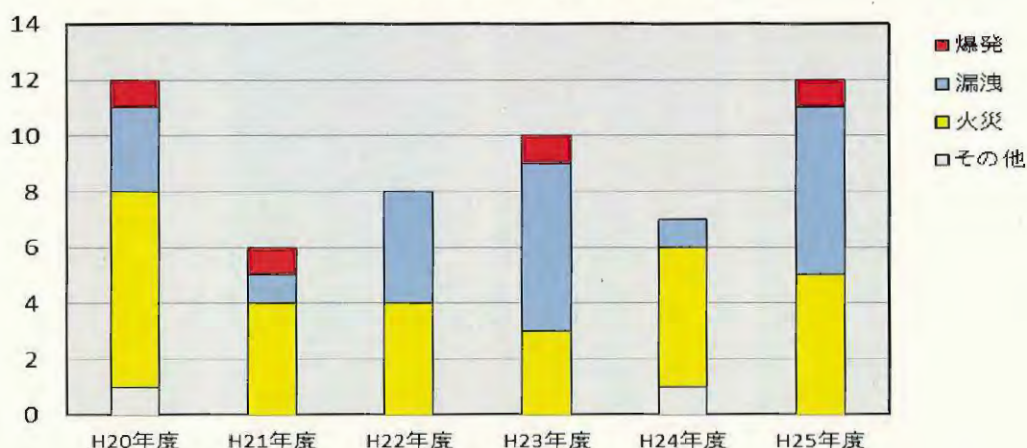
2 事故災害の現状と対策

平成25年度における本県石油コンビナート地域における火災等の事故発生件数は12件（四日市地区は11件）で、本年1月には、三菱マテリアル株式会社四日市工場で、死傷者18名（うち死者5名）を伴う爆発事故が発生しました。

近年の事故原因のほとんどは腐食等設備の維持管理上の問題やヒューマンエラーに伴うものであるため、立入検査のほか、消防その他関係機関と連携して保安対策セミナーの開催や防災訓練の実施等により事故の発生防止や拡大防止を図っているところです。

今後は、今回の爆発事故を踏まえ、これら研修会等においても、非定常作業時の安全確保に資する内容も取り上げ、事故の未然防止に努めてまいります。

特定事業所において発生した事故



3 三菱マテリアル株式会社四日市工場爆発事故への対応

(1) 事故発生日及び事業所概要

平成 26 年 1 月 9 日 (木) ※ 14 時頃

石油コンビナート等特別防災区域 (四日市臨海地区) 内の三菱マテリアル四日市工場 (第 1 種特定事業所)

(2) 事故の概要

第 1 プラントの第 6 精製水素精製装置の熱交換器洗浄の準備作業中に熱交換器が爆発。(死者 5 名、負傷者 13 名)

(3) 事故の原因

三菱マテリアル株式会社が設置した事故調査委員会の中間報告では、クロロシランポリマー類が低温で加水分解され、乾燥状態になった加水分解生成物が何らかの発火源により爆発したものと推定されるとしています。

三菱マテリアル株式会社では、本年 1 月 10 日から四日市工場の操業を停止するとともに 1 月 17 日に事故調査委員会を設置し、これまでも 6 回の事故調査委員会を開催して事故原因の究明と再発防止策の検討を行っています。

(4) 県の対応について

1 月 9 日 事故の状況を把握するために職員を派遣するなど情報収集

1 月 10 日 県内のコンビナート各社に対し、災害防止に係る緊急の注意喚起

1 月 21 日 内閣府、総務省消防庁、経済産業省、厚生労働省に対し、「石油コンビナート安全確保に関する緊急提言」を実施

1 月 22 日 三菱マテリアル株式会社が設置した四日市工場爆発事故調査委員会の第 1 回委員会が開催され、オブザーバーとして出席

2 月 6 日 コンビナート事業者に対し、化学プラントの熱交換器に係る保守・点検作業時の再評価実施を四日市市消防本部と連名で通知

※3 月～4 月 消防本部と連携し事業者の実施状況を確認(特に問題ないことを確認)

4 月 4 日 三菱マテリアル株式会社四日市工場に対し、事故調査委員会の中間報告を受け、四日市市と連名で保安の確保について報告を要請

(5) 関係機関の対応状況

【四日市市消防本部】

1 月 9 日 三菱マテリアル株式会社四日市工場に対し、爆発事故現場近傍の危険物取扱施設に対して消防法に基づく使用停止命令(継続中)

1 月 10 日 四日市コンビナート地域防災協議会に対して、保安対策の徹底について通知

2 月 6 日 コンビナート事業者に対し、化学プラントの熱交換器に係る保守・点検作業時の再評価実施を県と連名で通知

4 月 4 日 三菱マテリアル株式会社四日市工場に対し、事故調査委員会の中間報告を受け、県と連名で保安の確保について報告を要請

【消防庁、三重労働局(四日市労働基準監督署)、中部近畿産業保安監督部】

事故発生後に現地調査のため、それぞれ職員を派遣しています。また、消防庁においては、各都道府県に「化学工場等における点検・保守等の作業中の事故防止の徹底について」通知するとともに、三重労働局では、四日市コンビナート地域防災協議会等対して、「化学プラントの爆発火災災害防止のための対策の徹底について」緊急要請をしています。

(6) 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議の設置について

三菱マテリアル株式会社四日市工場の事故等を受け、政府は2月に内閣官房の主導により関係省庁連絡会議を設置し、再発防止に向けた取組を検討していましたが、新たに総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省で構成する「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を設置し、定期的に連絡会議を開催することが決定されるとともに、5月16日付で業界団体や都道府県に対しても事故の防止に取り組むよう要請がなされました。

(7) 今後の対応

三菱マテリアル株式会社から、背景要因も分析した上での事故の再発防止策を求めていくとともに、今後発表予定の事故調査委員会の最終報告の内容について、コンビナート各社に周知し、社内での水平展開を要請します。

今後、関係機関との連携をより一層強化し、コンビナートの防災対策を進めていきます。

4 地震・津波対策

(1) 地震・津波対策の現状

従来から一定規模以上の施設については、高圧ガス保安法等の保安関係法令により、耐震設計が義務付けられており、県石油コンビナート等防災計画でも各事業者に対し、プラント本体のほか運転制御及び防災活動のために必要な施設の耐震性向上にも努めるよう求めてきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災において、被災地のコンビナートで大きな被害が発生したことから、平成23年度には、県内コンビナート事業者の地震・津波対策の現状について調査を実施し、結果を基に防災上の課題を抽出したうえで、事業者との懇談会等を通じて可能な対策の早期実施を要請しています。

(2) 石油コンビナート等防災計画の見直しについて

南海トラフ地震の被害想定公表を受けて、昨年度はコンビナートで起こりうる災害の形態、規模、発生危険度等を把握するため、石油コンビナートアセスメント調査を実施しました。

同調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震(L1地震)、理論上最大クラスの南海トラフ地震(L2地震)及び活断層地震(養老-桑名-四日市断層帯を震源とする地震)が発生した場合の石油コンビナート地域における被害の発生危険度等を前回調査(平成16年実施)と比較する形で再評価をしています。

本年度は、コンビナート事業者等にこの調査結果の周知を図り、施設の安全

強化対策の検討を促すとともに、コンビナート関係者との意見交換を重ね、必要な防災対策やその優先度の検討を行います。

また、これら検討結果に加え、国におけるコンビナート事故防止に向けた取組や、今回の爆発事故を受けて三菱マテリアル株式会社がまとめる事故報告書等を踏まえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行っていきます。

(参考) 石油コンビナート防災アセスメント調査の概要

—過去最大クラスの南海トラフ地震（L1地震）が発生した場合—

① 地震動

■ 四日市臨海地区

震度は最大で6強になると予想され、前回の調査（平成16年実施）と比較し、高圧ガスタンクからの可燃性ガス流出爆発、毒性ガスの流出拡散、毒劇物液体タンクからの流出拡散、製造プラントからの毒性ガス流出拡散が、それぞれ、0.13～0.35件（L1地震が3～8回発生した場合に1件発生することに相当。）と高く見込まれました。

■ 尾鷲地区

震度は最大で6強になると予想されましたが、想定災害の発生件数は $4.0 \times 10^{-4} \sim 3.9 \times 10^{-2}$ 件（L1地震が数十回から数千回発生して1件発生する程度）であり、前回調査と大きな差はありませんでした。

② 津波

津波については、防潮堤や防波堤等の構造物の設置によって一定範囲の地域を津波から防護することが基本的な対策となっています。津波の波力や浮力がプラント本体に及ぼす影響については、現在のところ法的技術基準は設定されていません。しかし、その波力による危険物タンクの移動（浮き上がり及び滑動）が懸念されるため、タンク本体に滑動等が発生するおそれを消防庁の被害予測ツールを使用して評価しました。

■ 四日市臨海地区

90基のタンクが浸水し、うち10基が移動する可能性があります。これら10基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクです。

■ 尾鷲地区

14基のタンクが浸水し、うち8基が移動する可能性があります。これら8基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクです。

③ 長周期振動（危険物タンクのスロッシング）

長周期地震動による評価については、災害想定的基础となる長周期地震動の波形や大きさ（速度応答スペクトル等）が国から提示されていないため、今回のアセスメント調査では評価できませんでした。